

山形県立庄内総合高等学校 部活動方針

1 山形県立庄内総合高校部活動基本方針

- 〔運動部〕知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 〔文化部〕知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- 学校と地域が部活動について協働・融合して取り組む形を進められるよう検討していく。

2 部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日

- 平日：1日以上
- 週休日：1日以上

※週休日が両日とも大会の場合は、設定できない休養日を平日に振り替える。

※週休日を両日とも休養日とする場合は、平日に休養日を設定しないことができる。

※下記に示す強化指定部は、休養日を週1日と設定する期間がある場合は、設定できない休養日を他の週に振り替え、年間計画に示す。

(2) 活動時間

- 平日：2時間程度
- 週休日等：3時間程度

※下記に示す強化指定部は、活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の延長をすることができる。

(3) 長期休業中の休養日

- ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

(4) その他

- 定期考査5日前より定期考査終了までは部活動休止日とする。ただし、大会が間近であるなど特別の事情がある場合は、「特別練習願」により許可を得て行うことができる。
- 大会・練習試合・合同練習・合宿等は、上記の活動時間を適用しなくとも良い。
- 目標とする大会前に特別強化期間（おおよそ3週間）として休養日を週1日と設

定することができる。このとき、設定できない休養日は他の週に振り替え、年間活動計画に示す。

3 部活動指導体制

- 学校が設置する部には顧問を任命する。顧問が複数任命されている場合は、部活動の指導・運営に係る協働体制を構築し、合理的でかつ効率的・効果的な指導・運営を行う。
- 顧問は、必要に応じて学校外の人材をコーチや講師として申請することができる。

4 大会参加、練習試合、県外遠征等について

- 大会参加、練習試合、県外遠征、合同練習、合宿等については、生徒の健康面や学習時間の確保を考慮しながら、過度の負担とならないよう計画する。
- 主催者が高校体育連盟、高校文化連盟以外の大会等に参加する場合と県外遠征を計画する場合は、1か月前まで「参加許可申請書」を生徒課長に提出し、校長の許可を得なければならない。

5 年間計画及び活動実績について

- 部顧問は、4月6日までに年間の活動計画を作成して提出する。
- 部顧問は、3月27日までに活動実績を提出する。

6 強化指定部について

- 強化指定部については、部活動運営委員会で指定する。
- 強化指定を受けたい部顧問は、生徒課長に3月27日までに「強化指定部指定願」および次年度の年間の活動計画を提出する。

※強化指定は山形県高校体育連盟より強化指定チームとして指定された部に対して行うことができる。強化指定選手は個人であるため強化指定部には該当しないものとする。

体操部 休養日 毎週木曜日・日曜日

活動時間 平日2時間30分程度 週休日等3時間30分程度

7 その他

- 生徒下校最終時刻は、夏季（4月から9月）は19時、冬季（10月～3月）は18時30分とする。

※上記以外の事項については、（山形県教育委員会／学校の設置者）の方針に則って実施する。

上記方針は2023年4月1日より実施する。